

小川町立中学校に係る部活動の方針

平成30年12月20日
小川町教育委員会

1 部活動の方針等の策定

校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、公表に努める。

各部活動における顧問は、毎月の活動計画及び活動実績を校長に提出する。

2 指導・運営に係る体制の構築

校長は、生徒や教職員数等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

また、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的な実施という視点に立ち、適切な校務分掌となるように留意するなど、教職員の協力体制が得られるように工夫する。

さらに、各部活動の活動内容を把握し、必要に応じて指導・是正を図る。

3 適切な指導の実施

顧問は、技能や記録の向上といった生徒の目標が達成できるように、主体的・対話的で深い学びに基づく活動を実施する。また、各競技種目の特性を踏まえた科学的トレーニングを積極的に導入し、適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施する。

さらに、熱中症・落雷等の被害防止、施設・設備の点検管理、体罰・ハラスメントの根絶及び生徒間等の暴力行為・いじめ等の防止など、安全・安心の確保を徹底する。

4 適切な休養日の設定

以下の基準に沿って、部活動を行うように努める。

- ・平日は週に1日以上、土日は少なくとも1日以上を休養日とする。
(大会等で土日に活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- ・長期休業中は、週に2日以上休養日を設けるとともに、生徒が十分な休養と部活動以外の多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- ・1日の活動時間は、平日では長くとも2時間程度、学校の休業日は長くとも3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。